環循規発第 25030516 号 令 和 7 年 3 月 5 日

各都道府県·各政令市 産業廃棄物行政主管部(局)長 殿

> 環境省環境再生·資源循環局 廃棄物規制課長

産業廃棄物処理施設設置許可の基準に係る解釈について(通知)

産業廃棄物処理施設 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。) 第 15 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。) の設置を許可するに当たっては、法第 15 条の 2 第 1 項各号のいずれにも適合していると認められることが必要であるところ、同項第 2 号において、「産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること」を掲げている。

今般、令和6年の地方分権改革に関する提案募集において、「最終処分場の設置における総量規制 基準の設定及び設置許可に関する地方の裁量規定の導入」を求める提案がなされたことを踏まえ、 法第15条の2第1項第2号の適合性について、解釈の明確化を図るため、下記のとおり通知する。 貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 法第15条の2第1項第2号の適合性

現行制度においては、許可事務を担う各自治体において、地域の実情を勘案して法第 15 条の 2 第 1 項第 2 号の適合性を審査することを可能としている。したがって、例えば、産業廃棄物処理施設の集中立地地域において、生活環境影響調査により地下水汚染の現況把握及び予測を行い、その結果、法第 15 条の 2 第 1 項第 2 号に適合しているとは認められない場合には、当該施設の設置を許可してはならない。同様に、産業廃棄物処理施設の集中立地による騒音も、法第 15 条の 2 第 1 項第 2 号の適合性の判断事由になり得る。

なお、以下のとおり、一部の自治体においては、法第15条の2第1項第2号に適合しないこと を理由に産業廃棄物最終処分場の設置許可申請を不許可とした事例がある。

- (1) 計画された観測井戸では地下水の影響を適切に確認できず、浸透水が流出した場合に、飲用水への影響等が懸念されること。
- (2) 狭小な生活道路を大型の運搬車両が通行することによって、周辺地域への騒音による生活環境保全上の支障等が生じること。
- (3) 設置計画地下部の地質断層の規模、性状及び当該断層による周辺地域への影響等が調査されていないこと。

2 適正な配慮が求められる「周辺の施設」の範囲

適正な配慮が求められる「周辺の施設」の範囲については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について」(平成12年9月28日付け衛環78号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)において示しているとおり、その施設の特性上、人が利用し、その利用者に共通の特質がある施設をいうものであって、例えば病院、保育所、幼稚園、学校等が該当すると考えられるが、個別の状況に応じて都道府県知事において判断されたい。

3 調査対象とする生活環境影響調査の項目

産業廃棄物処理施設の設置許可申請に当たっては、法第 15 条第 3 項に基づき、生活環境影響調査の結果を記載した書類を添付する必要がある。当該調査がより適切かつ合理的に行われるよう、技術的な事項を取りまとめた「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成 18 年 9 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部。以下「指針」という。)を策定しているところであるが、指針の「第 3 章 最終処分場の生活環境影響調査手法」に示した生活環境影響調査項目は標準的なものにすぎず、生活環境影響調査の実施に当たっては、指針の内容を基本としつつも、事業特性や地域特性を勘案して、必要に応じて調査の簡略化又は重点化を行い、地域の生活環境の保全に適正に配慮されていることが判断できる調査とする必要がある。したがって、指針において示している調査項目以外の項目であっても、地域の実情に応じて必要と認められる調査項目であれば、当該項目を調査対象とすること及び当該項目を満たさないことを法第 15 条の 2 第 1 項第 2 号の不適合の理由とすることも可能である。

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(抄)

(産業廃棄物処理施設)

- 第十五条 産業廃棄物処理施設 (廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 2 (略)
- 3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請書に記載した同項第二号から第七号までに掲げる事項が、過去になされた第一項の許可に係る当該事項と同一である場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

$4 \sim 6$ (略)

(許可の基準等)

- 第十五条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると 認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
 - 一 (略)
 - 二 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

三・四 (略)

 $2 \sim 5$ (略)